

議第10号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 政策経営・総務・財政委員会 11人

政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会 10人

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 下水道河川・水道・交通委員会 10人

下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

第9条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、「委員を」の次に「当該」を加え、同条第3項中「参加した」を「参加する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第15条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第19条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第16条第3項中「、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても」を削り、同条第4項中「参加した」を「参加する」に、「公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用につ

いては、当該公聴会に出席しているものとみなす」に改める。

第19条を次のように改める。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第19条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

第20条第4項中「、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても」を削り、同条第5項中「参加した」を「参加する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第21条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「委員会記録には、」を「委員長は、書記をして」に、「記載し」を「記載した委員会記録を作成させ」に改め、「委員長が」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の委員会記録の作成は、議長が定めるところにより、当該委員会記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

政策・総務・財政委員会	政策経営・総務・財政委員会
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会
水道・交通委員会	下水道河川・水道・交通委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

4 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「出席したもの」を「出席しているもの」に改める。

提 案 理 由

委員会に係る手続のオンライン化に関する規定の整備を図るとともに、横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い常任委員会の名称等を変更する等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策経営・総務・財政委員会 11人
政策・総務・財政委員会
政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員会
デジタル統括本部、政策局、総務局
会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
（第2号から第5号まで省略）
- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会 10人
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会の
温暖化対策統括本部、環境創造局
所管に属する事項
（第7号省略）
- (8) 下水道河川・水道・交通委員会 10人
水道・交通委員会
下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延
新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん
延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困
難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが
ら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を
活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を当該
委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限り
でない。

（第2項省略）

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加する委員は、この条例の規定の適
参加した委員会に出席したも
用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
のとみなして、この条例の規定を適用する

（第4項省略）

(意見を述べようとする者の申出)
申し出

第15条 (第1項省略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第19条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第16条 (第1項及び第2項省略)

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加する公述人は、この条例の規定の適用について、当該公聴会に参加した公述人は、この条例の規定の適用について、当該公聴会に出席したものとみなす。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

(代理人又は文書による意見提出)

第19条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許した場合は、この限りでない。

(参考人の意見聴取)

第20条 (第1項から第3項まで省略)

4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。

5 前項の規定により委員会に参加する参考人は、この条例の規定の適用について、当該委員会に参加した参考人は、この条例の規定の適用について、当該委員会に出席したものとみなす。

(委員会記録等)

第21条 委員長は、書記をして議事の記録及び出席者の氏名その他必要な事項を委員会記録には、記載した委員会記録を作成させ、これに委員長が署名しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の委員会記録の作成は、議長が定めるところ
前項の委員会記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同
により、当該委員会記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人
項の署名については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規
の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
定を準用する。
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる
。
この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわ
らず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代
えることができる。

（第3項省略）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜
粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（費用弁償）

第5条 （第1項及び第2項省略）

- 3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）
又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関
し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したと
き（横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項
の規定により委員会に出席しているもの
出席したものとみなされたときを除く。）は、費用
弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該
各号に定める額を支給する。

（第1号から第3号まで及び第4項省略）